

知的財産管理技能検定2級完全マスター②(意匠法・商標法・条約)【改訂5版】をご購入いただいた皆様へ

第33回(2019年7月21日実施)以降の検定試験を受検される場合は、平成30年度著作権法他の改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター②(意匠法・商標法・条約)【改訂5版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第33回	2019年7月21日(日)	2019年1月1日
第34回	2019年11月17日(日)	2019年5月1日
第35回	2020年3月15日(日)	2019年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

主な法改正に関連する法律

特許庁ホームページ

不正競争防止法等の一部を改正する法律

URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_h300530.html

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行:平成30年(2018)年12月30日)

ただし、商標法第26条第3項第1号の改正規定は平成28(2016)年12月26日施行

URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp_houritu_seibi_h281228.html

※2019年11月12日更新 ~~3月27日現在~~(今後さらに変更する場合があります)

■第33回（2019年7月21日）以降の検定試験より反映されます（※一部は第32回の検定試験より影響しています）

該当箇所	変更前	変更後
<p>P16 02 意匠法の保護対象と登録要件 [2]</p> <p>2 新規性喪失の例外 条文</p>	<p>意匠法4条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2項 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p>	<p>意匠法4条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2項 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p>
<p>P17 02 意匠法の保護対象と登録要件 [2]</p> <p>2 新規性喪失の例外 9行目</p> <p>14行目</p>	<p>そこで、自らの行為により公に知られた意匠であっても、公知となった日から6カ月以内に意匠登録出願をして所定の手続きを行えば、審査において新規性を喪失していないものとして取り扱ってもらうことができます(意4条2項)。</p> <p>「意に反して公知となる」とは、創作した意匠が盗用されてインターネットで公開されてしまった、というような場合です。このケースでも、公開されていた事実を知った日からではなく、公開されて公知となった日から6カ月以内に、意匠登録出願がされている必要があります。</p>	<p>そこで、自らの行為により公に知られた意匠であっても、公知となった日から1年以内に意匠登録出願をして所定の手続きを行えば、審査において新規性を喪失していないものとして取り扱ってもらうことができます(意4条2項)。</p> <p>「意に反して公知となる」とは、創作した意匠が盗用されてインターネットで公開されてしまった、というような場合です。このケースでも、公開されていた事実を知った日からではなく、公開されて公知となった日から1年以内に、意匠登録出願がされている必要があります。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P21 02 意匠法の保護対象と登録要件 [2] 確認問題 02 問題 I - 3 解答⑩	3. (③ 新規性) 喪失の例外規定を受けるには、喪失した日から (⑩ 6カ月) 以内に (⑪ 意匠登録出願) し、所定の手続きを行わなければならない。	3. (③ 新規性) 喪失の例外規定を受けるには、喪失した日から (⑩ 1年) 以内に (⑪ 意匠登録出願) し、所定の手続きを行わなければならない。
P100 10 商標登録を受けるための手続き 2 審査の流れ (4) 拒絶理由通知への対応 7行目	<p>なお、補正ができる時期は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判または再審に係属しているときであり、分割ができる時期とは異なります (商 68 条の 40)。</p> <p>注意点として、商標登録出願は、特許出願、実用新案登録出願および意匠登録出願に変更することはできません。</p>	<p>一方、補正ができる時期は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判または再審に係属しているときであり、分割ができる時期とは異なります (商 68 条の 40)。</p> <p><u>商標登録出願の分割の注意点として、分割を行う際には、原出願の出願手数料が納付されている必要があります。</u></p> <p><u>なお、拒絶理由通知を受けた際の対応として、例えば特許出願においては実用新案登録出願や意匠登録出願に変更するのも1つの策ですが、商標登録出願の場合は、特許出願、実用新案登録出願および意匠登録出願に変更することはできません。</u></p>
P130 13 商標権の侵害と救済 [2] 5 不使用取消審判 条文 ※2019年3月27日追加	商標法 50 条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標 (書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。) の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。	商標法 50 条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標 (書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。) の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

該当箇所	変更前	変更後
P131 13 商標権の侵害と救済 [2] 5 不使用取消審判 最終行目 ※2019年3月27日追加	同様に、書体のみを変えた同一の文字からなる商標や、ひらがな、カタカナ、ローマ字といった文字の表示を変更していても同一の称呼・観念を起こさせる商標、外観において同一視される図形からなる商標を使用している場合も、登録商標の使用と認められます（商50条1項かつこ書）。	同様に、書体のみを変えた同一の文字からなる商標や、ひらがな、カタカナ、ローマ字といった文字の表示を変更していても同一の称呼・観念を起こさせる商標、外観において同一視される図形からなる商標を使用している場合も、登録商標の使用と認められます（商38条4項かつこ書）。

■第34回（2019年11月17日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更前		変更後	
P73 08 商標法の保護対象と登録要件 [2] 1 商標登録の要件 (2) 識別力を有すること ⑥ 需要者が誰の業務に… 3行目	…例えば、 現元号である「平成」 やキャッチフレーズなどがこれに該当するといえます。		…例えば、 現元号である「平成」 やキャッチフレーズなどがこれに該当するといえます。	
P75 08 商標法の保護対象と登録要件 [2] 識別力を有しない商標 一覧表の最終枠	需要者が誰の業務に関わる商品等か認識できない商標 (商3条1項6号)	地模様、キャッチフレーズ、 現元号	需要者が誰の業務に関わる商品等か認識できない商標 (商3条1項6号)	地模様、キャッチフレーズ、 現元号

■第 35 回（2020 年 3 月 15 日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更前	変更後
P113 11 商標法の管理と活用 3 商標権の活用 (2) 使用権の設定 条文 ※2019年11月13日追加	商標法 31 条 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。 ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。	商標法 31 条 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。 ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。